

サービサー法改正案の提出について

民主党『次の内閣』法務部門

民主党は本日、債権管理回収業に関する特別措置法の一部を改正する法律案（サービサー法改正案）を衆議院に提出した。本法案は、サービサーによる強引な取り立て行為が社会問題化していることから、サービサー業務に従事する者が取り立てを行うにあたって禁止される行為類型を具体的に例示し明確化すること、罰則を全体的に引き上げることなどを主な柱とするもの。昨年11月に民主党が発表した「金融・経済対策」でサービサー法見直しに着手することを明らかにし、法務部門で昨年末以来その具体的内容を検討してきた。法案の概要は次の通り。

1. 経理的基礎を有しない株式会社の不許可事由への追加

法務大臣は、債権管理回収業の許可申請者が債権管理回収業を適正に遂行するに足りる経理的基礎を有しない株式会社であるときは、許可してはならないものとする。

2. 債権回収に関する留意事項の追加

債権回収会社は、特定金銭債権の管理又は回収の業務を行うに当たっては、当該特定金銭債権に関する従前の経過を踏まえ、債務者等の事業の継続若しくは再建又は生活の維持に配慮しなければならないものとする。

の場合において、債権回収会社は、保証に係る債権の管理又は回収の業務を行うに当たっては、保証人が、債務者との関係、当該債権の回収時における保証人の資力等に照らして過大なる責任を負っているおそれがあることに特に留意しなければならないものとする。

3. 保証人に対する債権譲渡等の通知

債権回収会社に対し、保証に係る特定金銭債権の管理若しくは回収の委託又は譲渡をした者は、保証人に対し、当該委託又は譲渡をした旨、保証債務の額その他の事項を通知するものとする。

債権回収会社は、の通知がないときは、保証に係る特定金銭債権について、保証人に対し支払を要求してはならないものとする。

4. 取立行為に関する規制内容の明示

債権回収会社の業務に従事する者が取立てを行うに当たりしてはならないこととされる「他人の私生活又は業務の平穩を害するような言動」の行為類型を例示し、これを明確化する。

（例）深夜・早朝・勤務先等への連絡・訪問、不退去、借り入れ事実の貼り紙等による公表等。

5. 罰則の引上げ

抑止効果を高める趣旨から、罰則を全体的に引き上げる。

（例）無許可営業 5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又はその併科（現行は3年・300万円）
取立規制違反 2年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はその併科（現行は1年・300万円）

6. 債権管理回収業協会

債権回収会社の自主規制団体として、債権管理回収業協会を置く。

7. 検討規定

保証制度の見直しに係る検討規定を置く。

債権回収会社の業務に関するADRに係る制度の在り方について検討規定を置く。